

Title	1840年代三田尻宰判の経済計算(2)
Sub Title	Regional income accounting of Mitajiri saiban in mid-nineteenth century Choshu, part II
Author	西川, 俊作 石部, 祥子
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1975
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.68, No.10 (1975. 10) ,p.707(1)- 732(26)
JaLC DOI	10.14991/001.19751001-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19751001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

1840年代三田尻宰判の経済計算 (2)

西 川 俊 作
石 部 祥 子

1. まえおき
 2. 「防長風土注進案」とその勘定体系
 3. 「物産」純生産
 - 3.1 物産統計とその価格評価
 - 3.2 年貢率・農作経費および農業所得補説：牛預けについて
 4. 消費支出
 - 4.1 「飯料」
 - 4.2 「雑費」
 - 4.3 自家消費について (以上前号)
 5. 「産業」所得
 - 5.1 出来高と儲高
 - 5.2 業種別集計と職業別戸数
 - 5.3 製塩業の投入・産出構造と加調銀
 - 5.3.1 三田尻浜の造成
 - 5.3.2 注進案による収支計算
 - 5.3.3 域外支払について
 - 5.3.4 製塩業関連所得の推計
 - 5.4 兼業所得比
 6. 経済計算の総括
 - 6.1 総所得・消費性向および剰余銀
 - 6.2 地域所得勘定の“推計”
- 参照文献

5 「産業」所得

5.1 出来高と儲高

「産業」が非農業と等義であることは、すでに述べた。産業勘定には、これら非農業の産品出来高、および各職種儲高または所得が銀目で計上されている。なかに若干「物産」＝農産物が計上されていることもあるが(たとえば商品作物)、これを物産勘定に移したことも上述のとおりである。

表13は新田村の産業（勘定）一覧表である。冒頭の製塩高は出来高表示である。それ以下の諸業種、諸品目は表示のとおりすべて儲高で計上されている。（「農業之間合」）塩菰編み、および「綿替」木綿織については、それぞれ出来高（物量）が記載されているが、それに元薬、元綿引残りの儲高、あるいは付加価値単価を乗じて、純生産ないし所得が計上されている。

元薬については（三田尻では）、「半分持合せ、半分買足」で計算することを原則とした模様で、新田村の例でいうと、持合せ元薬代500匁がなお出来高2貫目のなかにこみになっている勘定だから、正味儲高は1.5貫となる。しかしながら、他方の物産勘定のどこにも元薬の売却代銀が計上されていない。これはおかしいことで、辻褄が合わない。「半分持合せ、半分買足」は、この際の計算規則であってあまり真剣に取りあう必要もないようにおもわれる。また金額も小さく、そもそも物産代銀に薬代銀は算入していないのであるから、産業勘定計上の儲高をもって“純生産”とみなしても差し障りはないと考えられる。大縄、小縄についても同様である。

綿替えは「着料木綿を自給するため、綿を仕入れて農閑期や夜業に木綿を織り、自給以外を売ってその加工賃を自家用の原綿代に替える手内職」（『研究要覧』p.176）を意味する。山口宰判篠目町・注進案によれば「綿作は不仕、着料は綿替と申、譬ハ拾反分之綿を買、七反之木綿ニテ代銀に宛て、織手間之代三反程ハ着料ニ相成」とある。のち（§6.2）に見るように、三田尻平均の1戸あたり木綿織出高は11反であるから、うち3.7反が自家消費に向けられたとすれば、かつまたこれは消費支出に計上されていないとしたら、それを消費支出に加算しなければならない。

塩については§5.3で詳説するので、ここではごく簡単に触れるにとどめる。塩は産業勘定では出来高表示されているけれども、三田尻では生産コストが村括り勘定に（銀支出として）計上されている。新田村の場合、それは208貫に達し、売上高282貫の73.6%に達している。なお塩の売価は、他の3村では1石あたり13.4匁に統一されているが、新田村だけは12.9匁と0.5匁低い。これが品質格差であるかどうかはわからない。むしろ村役人の見積りがやや低かったためというのが真相かもしれない。生産コストの内訳、ならびに所得分配については、あとでくわしく検討するので、ここではとりあえず（注進案記載どおりの）出来高から生産コストを除いた、“純生産”ベースで製塩高を加算していることを記すにとどめる。

表13でそのほか注意すべき点は、表注の形で述べてあるのでくりかえさない。ただ職人について「内外儲高」とあるのは、村の内外の意味であろうこと、また所収全項目について「年分」つまり1年間、または1年平均の注記があるのを省いたことを付言しておきたい。

表示を順に追って読むと、商業（冒頭の間屋、小間屋は別格として、質屋から小商人まで）、職人（大工から砦灰屋まで）、ついで廻船、製塩労働（所得）、その他という順序で配列されていることが分かる。また塩田村であるから当然だが、製塩関係の産業の多いことが眼につく。塩間屋、塩売（小商人に含まれる）、廻船、舸子、浜子、寄せ跡突女、釜焚、そして松葉（製塩燃料）などがそれである。なお大

1840年代三田尻宰判の経済計算 (2)

問屋、小問屋は問屋口所在の塩問屋であろうとおもわれる。大問屋は北国への塩販売を行うものを意味し、小問屋は近国、ないし周辺への商いをもっぱらにしていたといわれる。

表 13 新田村産業所得

代銀(貫)	品目または業種・数量または員数および押し儲高
282.226 ⁽¹⁾	塩浜14枚×1,557石/枚=21,798石, 単価12.9匁/石
13.950	大問屋3軒×4.650貫(口銭儲高之内諸雑用引残)
30.360	小問屋12軒×2.530貫(同上)
3.790	塩問屋1軒×3.790貫(同上)
2.000	農業之間合塩菰拵高37,500枚, 30枚1把, 1把2匁 (元藁半分持合せ半分買足之代凡500匁引残り)
10.800	綿替木綿織出し高3,600反(元綿引残り)反別3匁
1.500	質屋1軒儲高(仕入銀引残り)
2.100	醤油屋1軒儲高(同上)
1.200	油屋1軒儲高(同上)
4.400	濃物屋4軒儲高(同上)押し1貫100匁
2.600	荒物八百屋2軒儲高(同上)押し1貫300匁
4.520	酒屋1軒儲高(同上)
2.000 ⁽²⁾	古手屋2軒儲高(同上)押し1貫目
39.360	小商人123軒儲高(同上)押し320匁
5.400	家大工5人, 船大工1人, 内外儲高(仕入銀道具代引残り), 押し900匁
2.100	桶大工2人, 鍛大工1人, 内外儲高(同上), 押し700匁
6.600	鍛冶6人内外儲高(同上), 押し1貫100匁
2.100	左官3人内外儲高(同上)押し700匁
1.200	竹かご細工2人内外儲高(同上)押し600匁
2.800	屋根師7人内外儲高(同上)押し400匁
.900	仕立屋1軒内外儲高(同上)
2.000	紺屋2軒内外儲高(同上)押し1貫目
1.500	硝灰屋5軒内外儲高(同上)押し300匁
10.800 ⁽³⁾	廻船300石積~210石積4艘(舢子恩銀喰雑用諸入銀引残り) 押し2貫700匁宛(九州より石炭積登り第一, 冬春は御運送米積廻し)
1.800	廻船150石積1艘(同上)
8.400	廻船90石積~60石積7艘(方々小廻り)儲高押し1貫200匁
2.880	廻船50石積~15石積6艘(同上)儲高押し480匁
6.300	上荷船10艘×630匁(塩積運び石炭水揚, 冬春入替砂積取等)
3.900	舢子13人×300匁
10.000	浜子16人×625匁(原資料では13人)
15.400 ⁽⁴⁾	浜其外日雇拵44人, 240匁位~460匁位を押し350匁
8.736	寄せ跡突女儲(浜別80文銭280目積, 和市銀1匁に付100文)
16.800	釜焚28人, 凡150日位の賃金, 押し600匁
2.000	鮎どちやう取売4人×500匁
2.550	松葉凡2,500荷×1匁(向島より取越荷)
8.892	春秋両度耕賃, 牛馬不飼者の田数凡95町(牛馬買足, 鋤鍛仕替引残り)
1.550	御大名様方人馬後米銀儲之方掠量(内1貫220匁は米収)
.408	御米津出し駄賃米4石7升7勺7才
525.822	計〔ただし製塩コスト207.5貫を除く〕

(1) 製塩コスト207.5貫を含む粗産出高, 純生産高は74.5貫

(2) 肴剣越12人, 塩売78人, 茶煙草売24軒, 豆腐屋7軒(不明2軒?)

(3) ほかに「船廻り方順相ニ而不同有之候得共」というコメントがある。

(4) 新田村所属の塩浜は14枚であるが, ここでは「古浜横入川浜39枚分」が計上されている。横入川は村内の小(字)名である。

5.2 業種別集計と職業別戸数

産業所得の種別、あるいは業種は、三田尻の場合とくに雑多であるから、これを適切に分類集計するのは容易でない。同一業種でも、村役人の表現・用語が異なることも、しばしばである。ここでは、村民の勤労所得、あるいは兼業所得を推計するというねらいもあって、表14の表頭のとおり、11業種に分類した。ただし、製塩、海運、サービスなどには、“利潤”もしくは“業主所得”を計上し、浜子・釜焚、舸子、擔売り、浜日用、寄せ跡突女等は、それぞれ職人儲、日用拵等に含めてある。したがって、表14は“国民経済計算”における生産（または発生）ベースの“産業別純生産”表というよりは、むしろ分配関係を考慮した表示になっている（なお、「日用拵」で儲高が年間額で浜子・釜焚に近いが、あるいはそれ以上のもの——500匁以上のものは、日用拵ではなく職人儲に算入した）。

したがって、表14下段の業種別所得額、およびその構成比を見る場合には、以上のことを念頭においておく必要がある。次でくわしく述べるように、製塩業で発生した所得はほぼ2,400貫余に達し、塩菰、海運など関連所得を加えれば、2,800貫近くになり、斯業は三田尻の（非農）中心産業であったわけだが、それは表14には明示されていない（上で海運を関連業種としたのは、大小の廻船は北九州からの石炭輸送、および塩田入替砂運び等がその主業務であったからである。またそういうことであれば、商業のなかにも塩問屋等、関連部分が相当含まれているわけだが、これはさしあたり数え上げなかった。職人のうち大工、左官等々についても同様である）。

通例の表示形式によらず、上のような表示形式を選んだのはほかでもない。三田尻宰判における所得稼得、とくに兼業、副業、あるいは余業による所得稼得の状況を把握したいという意図にもとづいている。

このように広汎な副業、もしくは兼業の存在は、隣接の上関宰判でも認められるところであり、Smith (1969) は上関・注進案によって農・非農所得の相対比 45 : 55 を推計し、兼業が工業化初期に果たした役割について、われわれの注意を喚起した。

同様の現象は、つとに梅村 (1962) が「甲斐国人別調」(1879) によって指摘し、また中村 (1971) も「府県統計書」によって各地にそのような兼業が存在することを見出した。

三田尻における農・非農所得比は、すでに得られたところからして (表9と表14)、52.8 : 47.2 である。Smith の上関の比率よりは非農業の比重がやや小さいけれども、しかしありうべきデータ、推計上の誤差を勘定に入れば、ほぼ等しいとみるべきであろう。また後述のように (§6.2)、かれにならってサービス業所得を加算推計すると、上関の比率に近い値が得られる。それはそれとして、いま大雑把にいうなら2宰判とも 50 : 50 という平均値になる。そして、これは 1885 年頃の比率 (大川 (1974)) にも等しい。

上関も三田尻も、ともに瀬戸内航路上の要所を占め、屈指の港町であったから、その都市化、

1840年代三田尻宰判の経済計算(2)

(単位: 銀貫匁)

表 14 産業所得

	漁業	製塩	紙・油・酒	職人	木綿織	蚕加工・林産物	陸運・耕賃	海運	商業	サービス	日用持	計
1 三田尻村			7,400	45,600	10,500		19,365	30,000	51,600		55,500	219,965
2 三田尻町		58,800	45,700	41,600	16,200		.500	8,400	182,200	11,928	35,870	401,198
3 東佐波令			3,170	38,580	15,600	7,230	20,105	1,800	22,755	12,000	15,555	146,895
4 西佐波令				36,170	12,600	.144	23,266		70,080		9,600	151,860
5 宮市令		5,600	114,530	83,000	32,400		2,112		335,910	53,810	87,500	714,862
6 仁井村				6,550	7,500	29,675	10,150		1,200		2,600	57,675
7 植松村				1,200	12,000	44,993	28,382	1,200	10,400	.528	7,140	105,843
8 伊佐江村				2,850	2,100	73,675	10,448		2,400			91,473
9 新田村		40,481	7,820	51,400	10,800	6,550	10,839	30,180	97,960		28,036	284,066
10 向島方村	22,080			10,250	3,300	50,000	1,437	103,680	12,150		21,000	223,897
11 浜島村		339,535	10,950	80,370	22,500	53,284	.350	13,520	114,210	29,240	116,702	780,661
12 田島ノ浦	38,200	5,300	7,500	53,550	25,500	27,200	6,103	10,560	65,540	50,600	202,244	492,297
13 西浦前ヶ浜		12,500		5,960	18,000	1,800	7,249	2,600	5,000		23,700	76,809
14 西切畑村		183,734	2,900	37,395	4,500	1,680		25,250	89,560	12,730	57,055	414,804
15 江泊村	.170	20,779		9,040	12,840	10,200	.779				6,900	30,719
16 新御作	13,100			1,610	4,500	.150	.906	3,700	4,910	1,200	9,880	55,235
17 上下田村	2,000		12,150	2,150	1,080		.194		.650		5,310	21,944
18 高井村				2,000	12,000		3,109		2,100		8,200	41,709
19 大崎村				.500	1,620	27,918	2,846		7,150		1,320	42,854
20 佐野村			1,900	2,400	1,239	.480	.198		1,600			4,017
21 西浦鹿角村				38,500	2,895		.958		5,600			13,753
22 牟礼村				10,080	.600	.108	2,402	2,400	2,736		.120	46,038
23 尾字村					5,910	23,180	.134				2,133	.962
24 久兼村					6,000	15,051	29,772		7,220			78,295
25 奥畑村				.550	1,680	.600	17,610				3,890	38,661
26 鈴屋村			3,090		6,240	78,460	1,300				3,600	7,470
27 美山			15,096	2,100	—	53,020	5,580					97,520
28 中				.760	1,500	4,850	3,200		2,700			71,316
29 計				4,000	3,840	3,200	6,107				.390	14,557
30 計					6,160	13,200	3,815		.300			14,705
31 計	75,550 (1.6)	666,729 (14.0)	232,206 (4.9)	568,165 (11.9)	261,604 (5.5)	526,648 (11.0)	229,253 (4.8)	233,290 (4.9)	1,095,931 (23.0)	172,036 (3.6)	704,345 (14.8)	4,765,720 (100.0)

産業化は当然のことかもしれない。事実、穂本〔1975〕の防長全宰判にわたる暫定推計によれば——産業所得推計が注進案記載数字の単純集計であり、必要な調整が加えられていないという意味で「暫定」であるが、農・非農所得比は64.6:35.4である。したがって、三田尻、上関の産業化はより進んだ“段階”にあったといえよう。ただしここで問題は“段階”にあるのであって、農家兼業という形で産業化がなされるということは、画然とした発展段階を区切るのがむずかしいことを意味しているからである。

それが梅村、中村の考えているように「なし崩し」発展としてわが国に独特なものであるか、それとも Smith のいうように他国でも工業化前夜に広く認められるべき（これまで見過されてきたところの）現象であるか、にわかには定めがたいものがある。さしあたりここでは、以上のような意味合いで兼業の重要性に注目し、その量的比重をあきらかにするため、表14が作られたことを断っておきたい。

もちろん兼業と専業との仕訳けは、表14の場合でも任意的にならざるを得ないところがあるのだが、所掲の木綿織、日用持、および林産・薬加工、陸運・耕賃は農間の余業、または副業として数え上げても、どこからも異議がないものであろう。これらの合計は1,689貫、産業所得の35.4%、また農業所得（表9:5,329貫）の31.7%に達する。他に、職人儲、商業にも、どれだけかをはっきりいうことは困難であるが、相当額の兼業所得が含まれていることは確かである（なお農家兼業所得比については、§5.4の別途推計を参照のこと）。

注進案にあっては、他に、職業別の戸数分布が得られる。表15はそれを集計した結果である。ただし、この職業別統計の末尾には、「右孰茂農業＝相添持候事」（三田尻村）、「右之内兼商売多く或は農業等相添持候部も御座候事」（宮市町）、「右七廉農業＝相添持候事」（浜方）、「右四廉農業相添持候事」（上右田村）といった但書きが与えられており、広汎な兼業が裏書きされた形になっている。したがって、表15の農・非農家比率をそのまま鵜呑みにするのは適当でない（Smith〔1969〕が、これと農・非農所得比とをつき合せ、農・非農生産性の格差として異常な値を得たのも当然である）。

まず第一に、表15は戸数分布を与えるものであって、就業人口の分布ではない。第二に被差別民はこの統計では除外されている。そのために、戸数は表5記載の数字より小さい（全体の戸数は表15(1)、(3)の合計である、7,642戸であり、約300戸ほど表5より少ない）。第三に僧社人、宮番・土手番、地下医などとその家族、960人が含まれていない（ただし Smith はこれらをサービス業に算入している）。

したがって、この職業分布はいってみれば参考表として見るにとどめておくのがよいと考えられる。表15では、町村別の職業構成（そのなかには1軒で2度、あるいは3度数えられているものもあるかもしれないのだが）を眺めやすいよう、(1)三田尻、宮市町、(2)塩田村、および(3)農村（ただし塩田村も含む）に地域をくくった。また業種は表側のとおりに分類した。この分類は必ずしも表14の分類に一致しない。もっと正確に言えば、一致させることは不可能である。たとえば浜主＝塩田主、浜

1840年代三田尻宰判の経済計算 (2)

表 15 職業別戸数分布

(単位：戸，%)

職	業	(1) 三田尻・宮市両町		(2) 塩田村		(3) 農村〔(2)を含む〕	
A	農人	0戸	0%	430戸	20.92%	4,039戸	60.07%
F	漁人	0	0	35	1.70	35	0.52
M	職人	128	13.94	197	9.59	517	7.69
	大工	44	4.79	74	3.60	181	2.69
	鍛冶	7	0.76	22	1.07	46	0.68
	紺屋	12	1.31	9	0.44	32	0.48
	根師	1	0.11	38	1.85	88	1.31
	左官	7	0.76	11	0.54	21	0.31
N	その他製造	57	6.21	43	2.09	149	2.22
	職	5	0.54	201	9.78	209	3.11
	浜屋	5	0.54	195	9.49	200	2.97
	油屋	0	0	2	0.10	3	0.04
	酒・醬油	0	0	4	0.19	6	0.09
C	商業	518	56.43	291	14.16	587	8.73
	質屋	0	0	6	0.29	6	0.09
	突米・糠	0	0	8	0.39	8	0.12
	問屋	0	0	54	2.63	60	0.89
	その他商人	72	7.84	145	7.06	274	4.07
	小商人・擔売	446	48.58	78	3.80	239	3.55
S	サービス	215	23.42	668	32.51	815	12.12
	日用持	215	23.42	602	29.29	749	11.14
	遊女屋・芸子	0	0	57	2.77	57	0.85
	地下医	0	0	1	0.05	1	0.01
	髪結	0	0	8	0.39	8	0.12
I	運輸	37	4.03	110	5.35	377	5.61
	船乗	15	1.63	110	5.35	367	5.46
	馬方	0	0	0	0	10	0.15
	宿屋	22	2.40	0	0	0	0
Z	雑	15	1.63	123	5.99	145	2.16
合 計		918	100.00	2,055	100.00	6,724	100.00

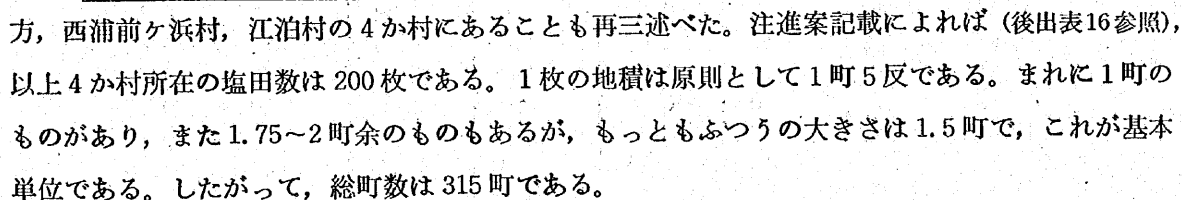
人＝塩田小作という職業はどこにもたてられていないし、木綿織は女性の内職、余業であって職業ではなかったのである。また、職業の内容がはっきりしないものが、いくつかある。^{やもめ}婦（宮市町に15軒、所得6.9貫の記載がある）はその最たるものであり（これは雑に入れた）、中師はブローカーなのか沖仲仕なのか分明でない（表15では後者と理解し、日用持に含めた）。

僧社人、宮番・土手番、さらに在郷武士（陪臣・足輕・その他下士）に関しては、所得だけでなく、消費支出について相応の考慮を払う必要があるが、そのような調整は（もし必要であれば）最終段階でとりまとめて行うことにしたい。

5.3 製塩業の投入・産出構造と加調銀

5.3.1 三田尻浜の造成

製塩が三田尻宰判、最大の産業であることは、すでに見たとおりである。また塩田が新田村、浜



これらはすべて、「ひがた開作」^{かいさく}、すなわち干拓造成によるものである。図3は田畠を含めた三田尻宰判の干拓状況を示す絵図であるが、塩田開作としては、その名のとおりの古浜がもっとも古く、中浜がこれにつぐ。古浜は4代藩主毛利吉広の造成、中浜は厚狭毛利就久の造成による。前者はいわゆる公儀開作、後者は勤功開作である（勤功開作とは、藩主より行賞として与えられた采地に、当該家臣が造成したもので、開作後はその本知となる）。

古浜は三田尻大開作と呼ばれる干拓工事によって造成されたもので、当初 200 町歩すべてを新田とする計画であったが、途中より北部を田畠とし（すなわち新田村）、南部を塩田とした。なお、古浜とはこの大開作によって造成された塩田の総称であるが、18 世紀中葉大浜の造成に伴って、浜方を設けた際、ほぼ折半して新田村と浜方に分割した。したがって、注進案に古浜とあるのはその一半であり、他の一半は新田村・注進案に計上されている。

続いて鶴浜、江泊浜（岸津浜ともいう）の順であるが、この両者も勤功開作による。ただし、造成後（後述のとおり過剰生産のため）塩業不振により荒廃したので、明和年間に（中浜を含めて）いずれも

上地され、藩撫育局によって造成、または維持されることとなった。

撫育局または撫育方は、7代藩主毛利重就^{しげたか}によって設立された特別会計機関の呼称で、宝暦検地による増徴分貢租を源資とし、発足当初(1763年)の収入規模は2万石であったといわれる(『研究要覧』p.143)。「撫育」とは、いうまでもなく士民の困窮救済を意味する用語であり、撫育方資金は一般会計の赤字補填に流用しないという原則が設けられていた。資金は新田開発その他、幕末には「越荷方」^{こしに}のような商業利殖機関に投資された。

したがって、中浜、鶴浜、江泊浜など、いわゆる勤功開作浜は18世紀中頃以降、土地開作所(撫育局所管)経由で上地され、その買上資金は撫育方資金に依拠することになったわけであり、かつまた、続く三田尻浜最大の大浜、前ヶ浜はともに撫育局の造成による、いわゆる撫育開作であるから、総じて三田尻浜の造成・開発は18世紀の後半期以降、もっぱら藩府の造成投資によるものであったといつてよい。

ただし、藩府あるいは撫育局は海岸の締切り堤の築造工事に資金を投下し、個々の塩田下地造成は経営者=浜人、または所有者=浜主が出資したことが知られている。またこれらへの貸銀も行われたが、高利であって辞退する浜人、浜主もあったと記されている。開作資金については、元禄の三田尻大開作の記録があり(児玉〔1960〕)、それに若干の興味もなくはないが、ここでは触れない。なお、以上三田尻浜開作の経緯は、『防府市史下』(〔1957〕pp.88~93)、および三坂〔1944〕によった。前者にはまた採塩技術、塩取引法等の記述もあり、便利である。

ただし、三田尻浜々高16,784石のうち11,439石は所帯方、2,694石は給領であって、撫育方は2,651石を「所有」し、浜半石、浜石貫銀、石炭運上等を収納していたのであって、格別三田尻浜全体をその傘下に置いていたのではないことに注意したい(なお塩浜を含む新田開発高とそのごの人口増加の間には密接な正相関のあることが、一最〔1968〕によって確認されている)。

5.3.2 注進案による収支計算

表16は塩田村4か村より得られる、製塩業の収支一覧表である。浜1枚あたり出来高1,614石、石あたり13.3匁で21.5貫弱の売上高になる。浜1枚の地積1.5町として、1町あたりでは、14貫330匁ほどの出来高になる。

ここに、価格は札銀、あるいは藩札表示であることが、明示されている。注進案記述では正銀、札銀の区別が明瞭でないが、塩田村・注進案で上記出来高価額の表示、ならびに石炭購入に当って、正銀・札銀間の換算がなされているので、すべて札銀表示と考えてよい。正銀への換算率は0.811であるから、塩の正銀価格は10.8匁/石という勘定になる。ただし、防長両国内にかんする限り、札銀表示、正銀表示のいずれであろうとも、格別の問題はなく、他国との比較に際して20%弱の割引きを施せばよいことはいうまでもない。

表 16 製塩業収支バランス

	新 田	浜 方	西浦前ヶ浜	江 泊	計
(1)枚数 (枚)	14	134	35	17	200
(2)出来高 (石)	21,798	217,884	57,400	25,789	322,871
(3)=(2)/(1) (石)	1,557	1,626	1,640	1,517	1,614
(4)単価 (匁)*	12.9	13.4	13.4	13.4	13.3
(5)売上高 (貫)	282	2,913	767	345	4,307
(6)コスト=(7)+(8)**	208	2,054	554	235	3,051
(6)/(5)	(73.8)	(70.5)	(72.2)	(68.1)	(70.8)
(7)人件費	82	781	194	90	1,147
(7)/(5)	(29.1)	(26.8)	(25.3)	(26.1)	(26.6)
(8)物件費	126	1,273	360	145	1,904
(8)/(5)	(44.7)	(43.7)	(46.9)	(42.0)	(44.2)
(9)内石炭代	80	804	219	95	1,198
(9)/(8)	(63.5)	(63.2)	(60.8)	(65.5)	(62.9)
(10)純益=(5)-(6)	74	859	213	110	1,256
(10)/(5)	(26.2)	(29.5)	(27.8)	(31.9)	(29.2)
(11)=(10)/(1)	5.3	6.4	6.1	6.5	6.3
(12)付加価値***	156	1,640	407	200	2,403
(12)/(5)	(55.3)	(56.3)	(53.1)	(58.0)	(55.8)
(13)村外抱浜(枚)	8	98	8	17	131
(14)加調銀	34	519.4	30	88.4	671.8
(14)/(10)	(45.9)	(60.5)	(14.1)	(80.4)	(53.5)
(15)=(14)/(13)	4.25	5.3	3.75	5.2	5.1
(16)村外支払賃金	31	650	130	67	878
(16)/(7)	(37.8)	(83.2)	(68.4)	(74.4)	(76.5)
(17)村外支払銀****	65	1,169.4	160	155.4	1,549.8
(17)/(12)	(41.7)	(71.3)	(39.3)	(77.7)	(64.5)

* 札銀表示 (詳しくは本文参照)

** 以下、断わらない限り、札銀目貫表示。また()内は%表示

*** (12)=(5)-(8)=(7)+(10)

**** (17)=(14)+(16)

なお新田村の単価がやや低いが、その理由は不明である。このほか労賃、石炭代等、村によって若干異同があるが、すべて注進案数値をそのまま用いて集計してある。

売上高に対するコスト比率は4か村平均で70%、差益率は30%である。コスト中人件費は37.6%、物件費は62.4%を占める。また物件費中最大の費目は燃料炭で、これは北九州からの輸入が主である。舟木宰判、のちの宇部産炭も使用されていたが、大部分は北九州炭で、大廻船によって1日で搬送が可能であった。物件費内訳は「焼調石炭代」のほか入替砂、組俵縫筵、薪木竹鋸板、鍛冶細工、ねば土、釜屋葺替、樋普請、問屋口銭および租税から成っている(注進案からはこの程度の費目別しか情報は得られない。もっと詳しい平均費用明細は文政期のもといわれるが、「塩製秘録」にある：松岡〔1961〕、および『防府市史下』pp.120~126に再録)。なお浜子の飯米については、人件費に含め、物件費には加えていない。

浜子恩銀は4か村とも、上浜子800匁、定脇浜子650匁、三番浜子600匁、炊子^{かしき}450匁で統一さ

れている。三田尻大会所で前借金の協定は設けていたようだが、給銀は雇主との相対で決定し、多少の変化があったといわれるけれども、定かではない。他に釜焚き2名(昼焚きを大工、夜焚きを老僧といった)を加え、以上6名は製塩技術者であったといっている。浜子給銀は注進案によれば、240日分の給料とされている。飯料は浜子1人1日1.8合、240日支給である。これに対し釜焚きは150日就業とされている。これは定日用、増水取、寄せ女、跡突女(子供)についても同様である。

150日就業とされる理由は、「三八換持法」にある。「三八」は3月～8月の操業期間を意味する。それゆえ、9月～2月は休浜期となる。これは、生産過剰による値崩れ防止のため、生産制限を行っていたからである。三田尻浜の場合、1772年(明和9年/安永元年)より、藩府認可のもとで、鶴浜の浜主豊後屋田中藤六の発議で「三八」法が始められた。

前節の開発クロノロジーをくれば、当時すでに大浜が完成し、冬期を除く10か月操業ではますます過剰生産の危険が多く、というより、現実に過剰生産となって、三田尻浜は衰微し、藩府は浜方を中関宰判として独立させ、斯業の発達に努力したといわれている。「三八換持法」の認可もその施策の一環であったといえよう。

ただし、休浜法の創案は安芸国竹原生口浜の由で、その理由は揚浜法から入浜法への技術転換によって生産性が上昇したところにあるとされている。揚浜法とは人手によって海水を汲み上げ塩田に撒布し、製塩するものであったが、入浜法はひがたに堤を築き、堤内塩浜に溝を設けて海水を導入し、毛細管現象によって潮を砂粒に附着させる方法で、潮着きは格段に上昇したといわれる。なお「換持」とは、日替りで上記入浜、採砂の作業を行ったことを意味している。入浜法、換持法、そして石炭焚きは、江戸期製塩業の技術進歩であった(後出の引用文を見よ)。

他方「三八法」そのものは、いってみれば価格カルテル結成のための、協調的市場行為であった。三田尻浜だけでも200軒の浜人があったわけであるから、この自主規制カルテルを維持することは必ずしも容易ではなかったようである。その曲折については、児玉〔1960〕、松岡〔1961〕、『防府市史下』等にゆずることとするが、ただ下記の前ヶ浜村・注進案「風俗」の記述は、これら文献には掲げられていないので、やや長いが再録しておく。休浜法実施後約1世紀を経過しているが、天保期の同時代人がこの問題をどのように認識していたかを知る良い史料である(浜方にも同文がある)。

「九月末を正月迄ハ至而淋しく二月の地場其外普請取懸り、三月上旬を九月上旬迄ハ浜子其外多人数集り賑敷御座候日和年ニ付塩出来多御座候得共、宜と申事ニ而は無御座候、塩売相場正銀百目ニ付拾石の内ニ而無御座候得共儲銀無数勘定に相不申候、塩余分出来候時は諸雑用多く懸り勘定悪く御座候、近年ハ功者ニ相成地場半方充日替りに持立申候、年々上下之浜所の室積に集り致会合候而塩余分出来不申候様一統持目申合せ仕候、浜方ハ惣而塩交易之北国米を飯料ニ仕候、……」

そういう次第で、釜焚き・日用稼等は150日就業、浜子は始・終業期間の就労分を加えて240日勘定になったものとおもわれる。浜子について、上記前ヶ浜・注進案では3人目（三番）と4人目（炊子）の中間に追廻しと称する職種を加えることもあると記されている。だが、実際には4人1組の計算になっているので、他の3か村ともまったく同一の仕様である。その他の雇用者については、賃金に多少のふれはあるが、雇用係数は4か村共通である。

5.3.3 域外支払について

上引の前ヶ浜「風俗」記事は、そのすぐあと続けて「浜子四人又ハ五人釜焚式人宛翌年之給銀引当ニメ、前年之内ニ前給手付銀貸付候而大嶋郡室積辺ノ雇方仕候」といっている。それゆえ、以上のようにして生産された付加価値のうち、どれだけかはこうして他宰判からの出稼者に支払われるわけで、発生した付加価値のすべてが三田尻宰判に落ちるわけではない。また、塩田枚数は18世紀中頃より変化がなく200枚を維持したが、浜主つまり所有主は変化があり、雇われ経営者となった浜人も多い。この種塩田小作の場合は、とうぜん塩田名主＝浜主に対し小作料＝「加調銀」を支払った。そこで、名主が他郡在住者であれば、加調銀がその割りで三田尻より流出したわけである。

注進案の経済計算は村ベースであるので、これらの域外支払を的確に推計することはむずかしい。他村も他郡（あるいは他宰判）も区別するところ、ないからである。表16では、まず労働所得について、4か村産業所得に計上されている定日用、浜日用、寄せ跡突女、釜焚の儲銀、あるいは所得を差引いて、村外支払分を算出した。4か村平均で77%が村外からの入稼者に対する賃金支払額ということになる（表16(6)の計）。この場合、4か村相互で労働者の出入、したがって賃金の受け払いがあると、この比率には誤差を生ずるが、その地理的位置からして、この種相互交流の可能性は少なかったと見られる前ヶ浜、江泊村の村外支払比率が他の2村とそれほど異なっていないので、まず妥当な推計値かとおもわれる。

しかし、三田尻宰判全体としてはどうだろうか。向島は干拓造成によって浜方と陸続きといえるほどの位置にあり、島民は男女とも浜稼ぎに大きく依存していた。また塩田村の周辺、背後の諸村からの浜稼ぎが少なからずあったわけだから、上記の77%相当額のうち、どれだけかは三田尻域内に歩留り、他宰判への流出割合はもっと低いはずである。そのために塩田村以外の27町村・注進案について男女日用持による「徳銀」を集計し、これをもって三田尻域内の歩留所得とみなすことにする（他村記載洩れ、誤りが無いとはいえないが……）。

女子については寄せ・跡突きによる収入が判然とわかるが、しかし男子日用持については既述のとおり、記載の呼称が一様でないから、浜稼ぎによる所得かどうか判断のつけられないものがある。ある程度の誤差を覚悟の上で仕訳け集計したところでは、浜稼ぎの所得稼得額は（塩田村も含めた）31町村で565貫になる。浜子、釜焚き収入——これは塩田村4か村にしか見当たらない——65貫を加

えると630貫という結果になる。これをもって受取側からの推計額とすれば、支払額は1,150貫弱なので(表16(7)の計)55%は域内、45%は域外、つまり他宰判に支払われたことになり、大島、上関からの塩田出稼ぎは相当の規模であったことがわかる。

塩田小作に伴う加調銀の域外支払いについても、推計上同様の困難がある。塩田村記録によると、他村抱浜への加調銀支払額は表16(4)計のとおり、合計671.8貫に達する。他方、三田尻宰判内全村での加調銀受取額は76.9貫にしかない——宮市町2枚5.6貫、三田尻町21枚58.8貫、西ノ浦村5枚12.5貫。そこで差引き595貫が域外に流出した勘定となる。ただし、これをもって他宰判への加調銀支払とみなしてよいかどうかについては、多くの疑問点が残されている。まず第一に新田村、浜方の場合、加調銀の支払われた浜数はそれぞれ「浜内并他村之抱へ浜」、「浜内并諸村他郡之者抱浜」と注記されているが、このコメントで「浜内」とはどこを指すのか明瞭でない。たとえば、問屋口の豪商(大問屋の貞永治郎右衛門は、塩田20枚を抱え、千石船11艘を持ち、北国貿易を行い、また田地を持っていたという:『防府市史下』pp.83~4)の場合は、たぶん浜内に含まれていたと考えられるが、はっきりしない。第二に前ヶ浜、江泊村も含め、「他村」とある場合が、三田尻宰判内を指すのであれば、加調銀は域内に歩留っていることになる。いいかえれば、他郡の浜主数が知りうればよいのであるが、それはまったく知りえない。山口や小郡の商人が何枚かの浜主であるというケースはありえたとおもわれるが、諸村抱浜(131枚)ー域内他村抱浜(28枚)=100枚余のすべだが、他郡抱浜であるとは考えられない。第三に塩田村サイドでは支払高が1枚あたり4~5貫となっているが、さきの2町1村の受取サイドでは2.8貫になっている。この差1.2~2.2貫は浜人の「家内飯料雑用儲銀」としても、1枚あたり純益(表16(III))と支払加調銀の差約1貫平均は誰の収入に数えるべきであろうか。すべて「他村抱浜」とされている江泊村では純益ー加調銀は、20貫余に達しているのである。

以上のようなわけで、4か村内歩留額584貫(表17計の(III)~(IV))、2町1村の加調受取額76.9貫、および田島村の「隣村抱浜持」5.3貫を加えた666貫余を、表16では製塩業利潤所得として計上した。しかし、塩田村・注進案括りのコメントのように、その記載「加調銀」より1~2貫が預り浜人の所得に充てられたとすれば、130~260貫が域内所得に追加されねばならない。そして域外支払額はそれだけ削減されるべきである。また他郡浜主数はたぶんはるかに少数であろうから、加調銀の域外支払額はその分だけ過大に見積られていると見てよからう。

宰判外への賃金支払額は上述のとおり、518貫($=1150 \times 0.45$)と推計されたが、いまこれに(おそらく過大であろう)加調銀支払額590貫($=1,256 - 666$)を加えると、合計1,108貫の域外支払があったと推計される。もしも浜人の所得をこれから除くとすれば($1.5 \times 131 = 196.5$ 貫として)、911.5貫が域外支払、そして域内産業所得は196.5貫だけ増えることになる。

5.3.4 製塩業関連所得の推計

以上にもとづき、製塩業関連所得の推計を行うことができる。表14によって製塩業の利潤、賃金所得を求めれば、男子日用拵については再三指摘したとおり判断・裁量の余地があるが、1,296貫になる。しかしこれは前節で論議した域外への支払所得を含まない。それを加えれば、2,404貫が製塩業による“純生産”となる：表16(2)付加価値の計参照。

さらに塩菰および海運のうち明白な関連のあるもの383貫(=192+191)を加算すると、2,787貫が製塩業関連所得額ということになる。そのうえ、釜屋、浜子「居固屋」、樋の普請、および諸道具類への支出によって、大工、鍛冶、左官等職人儲が発生しているし、また塩問屋、小売商人の商業マージンを加えるならば、あるいはこの数字は3,000貫に及ぶ可能性もあるといえるであろう。

拡張すれば際限ないが、波及はその他商業、サービス業に及び、製塩は三田尻そして周辺町村の所得形成の中心になっていたことは明白である。

5.4 兼業所得比

大まかにいえば、農・非農所得比は53:47であるから、三田尻率判全体としては農家の非農兼業所得比は約50%弱ということになる。しかし、浜子をはじめ、「三職」、商人のような非農専業者——そして、農業を兼ねているものがあつたはずだから、農家の兼業所得比は本来もう少し低くて然るべきである。

ここではそれを次のようにして推計してみよう。すなわち、三田尻、宮市の両町、塩田村4か村、ならびに向島を除いて、残る24か村につき農・非農所得比を求めるならば、農家の非農兼業(余業)の所得比率推計値が得られるであろう。むろん、これは“近似値”である。なぜなら、新田村、江泊村は塩田村ではあるが、とくに新田村は(その成立事情からして——§5.3.1を見よ)田島町数も多く、農村でもあるからである。また、向島を非農村に含めるかどうか(表6.9の年貢率計算では農村扱いにしていた)、多少迷うところもあるが、ここでは産業所得の総所得に対する比重が55%を超えるので非農村とした。

そういうことであれば、久兼、奥畑も産業所得比は(林産からの所得のため)55%を超えるのであるが、これは立地条件から考えて農村に含めた。また職業分布からすれば、東西佐波令村などは「農業を相添拵候」非農家が相当数いるはずであるが、新田村や三田尻町などに在住の「農業に相添拵候」兼業農家を相殺するということもあるわけなので農村に含めた。したがって、このような農村、非農村の仕訳け如何で、どうしても多少の誤差はまぬかれない。けれども、三田尻全体の数字で兼業所得比につき推計するよりは、誤差も小さく、近似度は改善されるであろう。

さて、上記24農村の農業所得は表9から4,995貫、非農所得は表15から1,891貫と計算される。したがって、その比は72.5:27.5である。いいかえれば、農家の非農兼業所得比は28%前後、も

とまとめて30%見当ということになる。予期どおり、47%という宰判全体の比重より20%が小さいわけである。

対照的に非農村=2町5村では、農業所得334貫、非農所得2,875貫、その比は10.4:89.6である。この場合、農業兼業所得比は約10%だと断定してよいかどうかには、若干のためらいもなくはない。新田村農家の存在があるからで、農業兼業所得はもっと低かったかもしれないからである。

ところで、農村の世帯数は5,530戸、非農村は2,427戸である。これでそれぞれの総所得を割り、1戸あたり所得を求めると1貫244匁、1貫322匁という数字が得られる。ただし、農村の担税率は31.0%、非農村は11.9%という開きがあるので、可処分所得は農村858匁、非農村1貫165匁になる。非農家のほうが、農家より可処分額で所得は高水準であったということになる。

これはおそらく前世紀以来の、製塩業助成のための軽租が、祖法として1世紀近く維持されてきた結果であろうが、離農への誘因として働く可能性はなかったのであろうか、不思議である。幕府はじめ大名が、懸命に農民離村を押しとどめようと努力していたことは、周知のとおりである。これらの措置や政策が少なくとも必要と感じられていたことは、そして実質上は出稼という形で農民の恒常的、ないし再帰的離農が行われていたことは(速水[1973])、この所得格差が誘因として働いていたという見方にとって有利な証拠である。

これに反対の推論もできないわけではない。一つは完全離農、あるいは非農化するためには、この程度の所得格差はなお十分な誘因たりえなかったと考えてみるのである。町方や塩田村の雑費支出は1戸あたりで500~300匁ぐらいであるのに、農村のそれは200~100匁ぐらいであった(表10を見よ)。その差は300~200匁であって、所得格差とはほぼ同等である。また農・非農転換に際して、経常的な所得フローではなく、生涯にわたる所得累計額が意思決定因子になるとも考えられる。さらに、職人、商人への職業転換は徒弟奉公という長期にわたる修業期間、ないし時間コストを要したという事情もある。

江戸期税制の農・非農間アンバランスについては、多くの人びとの指摘するところである。それが農民をして余業、さらには兼業(または副業)へと至らしめた契機の一つであることは、疑いのないところである。だがもしそうであるとしたら、なだれを打ってかれらの離農が進まなかったのはなぜなのか、あまり問われてはこなかった。商人、あるいは豪商からの冥加金、上納銀によって、租税のバランスがとられていたと論ずることができる。しかし、18世紀以降1世紀余の間に、このように「物産」主義とは矛盾した税制に対して、これを改めようとする着想なり、動きが現われなかったことこそ、いかにも解せない。

むしろ事態は、税制上の農・非農間の不公平が生産性の農・非農間格差にくらべて相対的にはそれほど大きなものではなく、農民をして非農兼業を行うかぎり、農業にとどまるのを有利とさせる

程度のものだったのではあるまいか。われわれは別稿において(西川〔1975〕)、農家、非農家の所得を労働供給面からモデル計算したが、その結果は以上の農・非農村別の兼業所得比推計と、良好な一致を示す。それからみても江戸期税制における農・非農間アンバランスについて、その産業化促進効果がさほど大きくなかったという仮説に、より説明力のあることが裏書されているもののように見える。

この主題をここで十分検討することはできない。だが、「物産」主義は、もし当世風に翻訳すれば、農本主義もしくは重農主義であり、そうであるなら、フィジオクラシーの租税政策論との対照の上で、江戸期の物産主義税制を再考してみることに、一つの方向のようにおもわれる。

6. 経済計算の総括

6.1 総所得・消費性向および剰余銀

農業所得(表9)に非農所得(表14)を加えることによって、総所得が得られる。これより租税を除けば可処分所得が導かれ、さらに消費支出(表10)を差引くことによって、所得バランスが得られる。表17はそれら一連の計算表である。

ここに見出されるもっとも顕著な事実、全村にわたって大幅な剰余銀が生じているということである。担税率(平均25%)、平均消費性向(平均67%)が低いという事実もすべて、大幅の剰余銀に結びつくものである。剰余銀は、総所得に対し担税率とおなじく25%の割合を占め、可処分所得に対してそれは33%($=1 - \text{平均消費性向}$)に達するのである。

ただし、この数字33%をもって当代三田尻率判の平均(純)貯蓄率とみなしてよいかどうかは問題である。飯料、着料、その他の自家消費分が十分適切に(消費推計で)考慮されているとはいいがたいからである。また、概して民間の投資機会は1840年代ともなると(当時の土木技術水準に比して、開発余地は)ほとんどゼロであったし、またこれだけの“貯蓄”資金があったとしても、それを投資化するチャンネルも存在しなかったと見られる。

いかにもありそうな可能性としては、この剰余銀のうち相当部分は家屋の補修、改造、増築に投資されたということが考えられる。もっと具体的な例でいえば、前出の貞永邸などの建築に“投資”された可能性があるのではなからうか(貞永邸は慶応2年暮に藩主毛利敬親とイギリス東洋艦隊司令官キングとの会見場に用いられたという)。

別の例としては、西ノ浦村に村民所有の貸家73軒があった——その家賃は1軒あたり36匁で、都合2貫628匁と記されている。この場合は居宅でなく、字義どおり貸家に投資されたことが明瞭である。そうであるからといって、新田村(問屋口所在地)や西ノ浦村の1戸あたり剰余銀は格別高水準ではない。町方(三田尻町)の雑費支出は1戸あたり490匁、また塩田村のそれも概して高水準

1840 年代三田尻宰判の経済計算 (2)

表 17 村別所得計算

	(1)総所得 (円)	(2)可処分 所得 (円)	(3)担税率 (%)	(4)平均消 費性向 (%)	(5)1人あた り所得 (円)	(6)1戸あた り所得 (円)	(7)1戸あたり 可処分所得 (円)
1 三田尻村	530.756	377.496	28.88	83.60	292	1,041	740
2 三田尻町	401.198	385.540	3.90	75.14	348	1,156	1,111
3 東佐波令	591.337	410.029	30.66	57.63	382	1,594	1,105
4 西佐波令	521.270	368.836	29.24	82.04	290	1,109	785
5 宮市町	714.862	678.244	5.12	29.50	388	1,252	1,188
6 仁井令村	444.625	293.562	33.98	53.89	432	1,994	1,316
7 植松村	481.745	322.082	33.14	63.09	348	1,534	1,026
8 伊佐江村	286.735	145.003	49.43	68.48	412	1,912	967
9 新田村	492.371	381.025	22.61	83.25	299	1,228	950
10 向島	290.287	269.861	7.04	74.63	202	899	835
11 浜方	793.371	642.681	18.99	63.13	415	1,690	1,376
12 田島村	845.700	645.055	23.73	84.85	237	987	753
13 西ノ浦	339.392	231.689	31.73	74.76	315	1,248	852
14 西浦前ヶ浜	416.795	388.468	6.80	35.63	487	1,609	1,500
15 切畑村	172.109	110.087	36.04	65.58	338	1,446	925
16 江泊村	99.467	80.624	18.94	57.80	252	1,005	814
17 西浦新御開作	71.288	57.879	18.81	71.36	185	743	603
18 上右田村	321.353	217.106	32.44	63.75	356	1,591	1,075
19 下右田村	177.695	119.489	32.76	74.48	258	1,146	771
20 高井村	128.664	76.483	40.56	69.43	367	1,671	1,993
21 大崎村	283.253	190.120	32.88	67.12	357	1,468	985
22 佐野村	127.988	98.310	23.19	75.17	210	970	745
23 西浦鹿角村	66.023	34.968	47.04	56.62	512	2,445	1,295
24 牟礼村	631.225	456.744	27.64	75.18	256	1,107	801
25 真尾村	194.163	120.851	37.76	81.34	291	1,229	765
26 和字村	39.676	24.684	37.79	81.43	236	1,044	650
27 久兼村	167.391	125.604	24.96	79.05	238	1,087	816
28 奥畑村	109.679	92.615	15.56	49.67	255	1,155	975
29 鈴屋村	146.945	95.763	34.83	76.96	262	1,148	748
30 奈美村	123.051	77.252	37.22	86.73	270	1,161	729
31 中山村	83.844	57.409	31.16	72.64	260	1,149	786
計(または平均)	10,096.786	7,578.087	24.95	66.50	313	1,269	952

ではあるが、これは日常生活が(農村)より貨幣経済化されていたことの反映であって、それらの雑費のなかに住宅投資が混入しているとは考えられない。

もっとも大島その他宰判で、雑費明細を掲げているところについて、住居支出にあたるものを拾ってみると、購入品目は板類、うすべり、ござ等であり、そのウェイトはあまり大きくない(支出額の5%以下)。したがって、三田尻宰判の雑費にもあるいは住居の補修・維持費=“補填投資”はその程度盛り込まれているかもしれない。しかしながら、“新投資”が除外されていたことは、ほぼ確かなことのおもう。

他方、周知のように農民法度によって、門構えや床柱、その他住宅建築の細部まで制約は強かったから、豪商・富農層は別として、大方の農民については、住居の増改築の余地はそう小さくなった。したがって、広く全農民、町人等にわたって剰余銀を住宅投資に大々的に振り向けえたとは

いえないであろう。しかし、上納金、冥加金、あるいは藩御用達の見かえりとして、居宅の増改築や貸家建築は許されたとみていいから、以上のような“貯蓄”のうちどれだけかが、新規、補填の住宅投資に向けられたことは十分に考えるのである。ただし残念ながら、いまのところ（とくに三田尻・注進案による限り）、それを推計する手がかりはない。なお剰余銀の大きさについて、次の小節で経常費目につき若干の調整を行ったのち、再度考慮をすることにしたい。

以上から、系論として得られる、次の点を認識しておく必要がある。それは、この剰余銀の源泉がもっぱら非農所得にあるということである。なぜなら既述のとおり、注進案所掲の消費支出額は農業可処分所得を上回り、かりにもし農業のみを唯一の“産業”とするならば、農家々計の収支バランスはことごとく赤字になっていた。その原因はいうまでもなく物産への重税にあったわけだが、この赤字は非農業からの収入をもって補填され、なおかつ少なからぬ黒字、つまり剰余銀をもたらしめているのである。

産業生産物への租税はまた、物産に比し相対的にいってきわめて低率であった。塩田村4か村・注進案から、製塩業の租税納付額を求めてみると193貫余となるが、これは製塩売上高(表16:4,307貫)の4.5%にしか達しない。さらに注目すべきポイントは、専業、兼業のいかんを問わず、賃金所得はまったく無課税だということである。兼業農民、あるいは専業浜職人はその稼得銀をそのまま、家計の可処分所得に加えたのである。産業課税は低率で、上記の製塩業課税を含め、職人、商人への水役銀等、すべて表6の銀年貢に織り込みずみであり、おそらくそれらは非農業振興策の重要な一環を構成するものであったが、計らずも農業への重課税を軽減する働きをもっていたといふべきであろう。

ここから推論されるのは、域内にしかるべき非農業、もしくは「産業」が存在しない宰判においては、このような収支均衡回復の機会がないわけで、剰余銀発生の可能性は乏しくなるだろうことである。事実、美祢宰判にかんする同様の集計作業の(暫定的)結果によれば、剰余銀はゼロではないけれども、しがし無視して差し障りない程度の水準になる。いいかえれば、文字どおり「且々渡世仕候」状態である。産業所得は農業所得の15%弱にしかすぎないのである。

表17に関連して注意すべき第二の事実は、各村の1戸あたり可処分所得が(税制のカウンター・バランスを通じて)、相互にかなり接近し、村落間のばらつきが小さい点である。表示のとおり、平均水準は950匁余であるが、(戸数ウェイトを付した)標準偏差は平均値の(1/4)にすぎない。したがって、そのかぎりでは相当な均等化と認められるのである。

もっとも、これは村落間のばらつきであって、個々の村、あるいは町の内部における所得分布がどのようなものであるかはあきらかではない。現実性の高い推測としては、たぶんそのばらつきはもっと大きいといえるであろう。全体として見て、注進案所収のデータから、村落内の所得分布を知ることはできない。とくに三田尻・注進案からは他にあるような本軒、半軒、四半軒別の本百姓

数が得られない。本百姓と「亡土」(または「門男」)の数が与えられているにすぎない：本百姓比率は39.2%。ただし本軒、半軒、四半軒の区分は門役銀の負担割合を示すものであって、必ずしも土地所有の分布を反映するとは限らないし、また宰判によって区分がまちまちであるふしもあるので、よしんばそれがわかったとしても、土地所有もしくは所得分布の推計が可能になるわけでもない。

『地下上申』(1720~30年)その他の史料と比較・対照していえる、唯一確実なことはおそらく土地所有上で集中が進み、地主と小作、あるいは富農と貧農が発生する方向にあったということであろう。また、町方においては問屋その他の豪商が発生し、裏店住いの小商人、職人、日用持などとの所得格差があったことも確かである。さきの表14を参照すれば、大問屋儲けは5貫弱であるのに対して、小問屋はその半額、質屋は1.5貫、大工は900~700匁、そして日用持は240~460匁といったぐあいである(ただし、日用労働者層は他に兼業をもち、また妻や家族の家計補助労働によって生計を維持しうる所得を稼得していたことを忘れてはならない)。

それゆえ、村平均の1戸あたり可処分所得の村落間分散をもって、村落内の所得分布を推し計ることはできないのであり、変異係数=標準偏差/平均値=1/4が十分小さいといえるかどうかも疑問であるが、しかし、それは決して“大きい”分散であるとはいえず、租税の農・非農間不均衡が、所得とくに可処分所得の“均等化”を結果としていることは確かである。

6.2 地域所得勘定の“推計”

以上の総括として、表18に三田尻宰判の地域経済計算表を掲げる。これは可能なかぎり原資料に忠実に、“集計”計算を行ってきた結果を、コンベンショナルな“国民経済計算”またはその部分的応用としての地域経済計算表の型にまとめたものである。

われわれの“推計”としては、宮市町(571戸)の雑費支出の計上洩れを追加計上した。1戸あたり原単位額としては、三田尻町の水準490匁を用いた。これによって生ずる変更はC消費支出、「雑費」、およびS剰余銀に限られる。調整された数字は()内に示されているとおりである。

表18を1次の要約表と呼ぶことにすると、2次要約表には、①牛馬間欠、②自家消費、③加調

表 18 三田尻宰判の地域所得勘定(その1) (単位:銀目貫)

A 総所得	10,095	C 消費支出	5,039 (5,319)
「物産」純生産	5,329	「飯料」	3,233
「産業」所得	4,766	「雑費」	1,806 (2,086)
		T 租 税	2,519
		S 剰 余 銀	2,537 (2,257)
B 粗生産 (= A + D)	10,222	D 資本減耗引当	127
G 宰判内		E 宰判外への	
粗生産 (= B + E)	11,330	要素所得支払	1,108

銀、および④僧社人、陪臣・諸士にかんする調整、または推計値の合計額を追加する必要がある。これらは、上の雑費の追補よりも“推計”，ないし(われわれの)判断をより多く加えざるをえないものといえる。また①から④へ進むにつれて、任意的な裁量を施さざるをえなくなるところがあるものである。すでに該当個所で言及したものが多いが、念のため摘記すれば、次のとおりである。

① 牛馬間欠については、概略で11貫を加算するのが適当であろう。これによって、D 資本減耗引当は138貫となる。前の小節の議論に従えば、住宅間欠をここに加算するのが適当とも考えられるが、それを推計する根拠がないこと、また産業、とくに製塩業の釜屋、浜子「居固屋」等の維持、補修費は斯業の経常コストにこみになっていること、さらに他宰判のデータから住居費支出はごく僅かなウェイトしか計上しえないことを考え、そのような調整は恣意的にすぎるおそれもあるので行わないこととする。

② 自家消費としては、大根、木綿(および実綿)、わらについて考慮する必要がある。まず大根であるが、その出来高69,323荷、販売高34,048荷ゆえ、自家消費高35,275荷、1荷3匁計算で105.8貫となる。出来高はすでに物産代銀に算入済みであるので、106貫を飯料に加算する。これを飯料に加算するのは、上関宰判・注進案で大根を雑穀換算し、飯料に数えているのにならったからである。

味噌、醤油、酒および豆腐のうち味噌を除く3品は製造業者から購入、味噌は自家生産という三田尻・注進案の記述は、同地の“発展ぶり”から考えて、そのまま受け入れてもよいであろう。もちろん、味噌製造のための塩代、および(家内)労働コストは無視されることになるが、大きな差し障りはないであろう。元藁にかんしてもほぼ同様である。

残るのは木綿織であるが、その村別織出高は表19のとおりで、三田尻全町村で87,201反である。1戸あたり織出高は11反弱、綿替えの比率は(1/3)であるから、3.7反は自家消費＝「着料」分である。上関の場合、織出し分のうち綿木綿とする分についての紺屋染代が計上されているけれども、三田尻では染代が書上げられていない。したがって、すべて白布ということになるが、そうみるのはいかにもおかしいところがある。ついでに1反あたり市価をやや高目に10匁とみて(芝原〔1961〕の評価に等しい)、1戸あたり37匁と見積ることとする。戸数は7,957戸であるから、294貫が着料支出の推計額となる。

ちなみに、平均世帯規模は4.06人であるので、年間1人あたり0.9反強の木綿消費という勘定になる。宮市町その他の産業勘定に古手屋(＝古着屋)の記載があったのを見比べて興味深いものがある。

実綿については、そういうわけで(その販売、自家用比率につき)、考慮する必要がある。所得側では物産代銀に計上されているし、また支出側では元綿代(反あたり7匁)は計算に含めて除いてあるからである。ただし7匁のなかには染代もどれだけか含まれているはずであるが……。

表 19 木 綿 織

	織 出 高 (反)	同1戸あたり (反)		織 出 高 (反)	同1戸あたり (反)
1 三田尻村	3,500	6.86	18 上右田村	4,000	19.80
2 三田尻町	5,400	15.56	19 下右田村	540	3.48
3 東佐波令	5,200	14.02	20 高井村	413	5.36
4 西佐波令	4,200	8.94	21 大崎村	965	5.00
5 宮市町	10,800	18.91	22 佐野村	—	—
6 仁井令村	2,500	11.21	23 西浦鹿角村	200	7.41
7 植松村	4,000	12.74	24 牟礼村	1,970	3.46
8 伊佐江村	700	4.67	25 真尾村	2,000	12.66
9 新田村	3,600	8.98	26 和字村	560	14.74
10 向島	1,100	3.41	27 久兼村	2,080	13.51
11 浜方	7,500	16.06	28 奥畑村	—	—
12 田島村	8,500	9.92	29 鈴屋村	500	3.91
13 西ノ浦	6,000	22.06	30 奈美村	1,280	12.08
14 西浦前ヶ浜	1,500	5.79	31 中山村	2,053	28.12
15 切畑村	4,280	35.97			
16 江泊村	1,500	15.15			
17 西浦新御開作	360	3.75	計(または平均)	87,201	10.96

③ 浜加調銀にかんしては、そもそも注進案が村落収支計算表であるために不突合が多く、おそらく過少ではあろうけれども、域内への歩留り分として196.5貫を振替えるのがせいぜいの調整であらう。

なお、浜加調のほかに田島の加調銀が町村間で受け渡しされていたはずであるが、それについては三田尻、宮市の両町に米および銀で収入記載があるが、支払側の記載はない。両町の加調受高は、西ノ浦村の家賃収入とともにそれぞれの町村の「産業」所得に計上したが、銀高はともあれ、見合い項目がないという意味で、それだけ過大推計になっているおそれがある。

すでに前節で村内所得分布につき、注進案は貧弱な情報源であることを指摘したが、それは加調銀にかんしてもはっきりと認められるところなのである。

注進案固有の欠陥としては、このほかに他国との交易、あるいは“輸出入”にかんする情報が欠如していることを指摘しておくべきであらう。北九州からの石炭輸入については、塩田村製塩コストから推計可能であるが、四国からの葉藍の(密)輸入、さらに実綿・繰綿の輸入ならびに織出木綿の輸出については、(注進案から)推計はできない。したがって、既出の1次要約表(表18)および(後出の)2次要約表は、その点で大きな欠陥があり、B地域生産と、G域内生産は(それ自体不確実な)域外への要素所得支払(E=浜加調+浜子稼ぎ)だけ異なるにすぎない。他国との輸出入、および他宰判との移出入を適当に考慮したとしたら、B、Gの推計値はかなり動く懸念は大いにあると考えておかねばならない。

表20は以上①～③の推計を加味し、調整を加えた地域経済計算表である。念のため、表に即していえば、まず①牛馬間欠11貫の追加によって、資本減耗引当が11貫ふえ、「物産」純生産が11

表 20 三田尻宰判の地域所得勘定 (その2) (単位: 銀目貫)

A 総所得	10,281	C 消費支出	5,719
「物産」純生産	5,318	「飯料」	3,339
「産業」所得	4,963	「雑費」	2,380
		T 租 税	2,519
		S 剰 余 銀	2,043
B 粗生産 (= A + D)	10,419	D 資本減耗引当	138
G 宰判内		E 宰判外への	
粗生産 (= B + E)	11,330	要素所得支払	911

貫減る。次に③域内支払加調銀 197 貫を宰判外への要素所得支払より除き、「産業」所得に加える。その結果、AおよびBは、 $197 - 11 = 186$ 貫ふえることとなった。しかしGは、以上の調整 (および②) とは独立で不変である。

②の調整は表 19 の東北ブロックに限られ、他のブロック、とくに表の左側、つまり生産諸項目には及ばない。いいかえると表の右側、すなわち (消費) 支出項目だけに限定される。大根の自家消費 106 貫を「飯料」に加え、木綿着料 294 貫を「雑費」に加える。なおこの調整は、すでに宮市町雑費を加算した (表18の () 内) 数字に対して行った。その結果、Cはちょうど 400 貫ふえる。したがって剰余銀 (S) は 400 貫減ることになるのだが、Aが 186 貫ふえたため、差引き 214 貫 ($= 400 - 186$) だけの減少となった。SのA、 $(A - T)$ に対する比率はおおの 19.9%、26.3% となった。調整まえの 1 次総括表によるこれらの比率はそれぞれ 22.4%、29.8% であるから、双方とも 3% 程度低下したわけである (これは宮市雑費調整済みの $S = 2,257$ を、 $A = 10,095$ 、 $A - T = 7,576$ で除した百分比であることに注意)。

しかし以上 2 比率を貯蓄率 = 投資率の指標とみるならば、なおきわめて高率である。われわれが④に掲げた僧社人、在郷武士の所得、消費は、大幅な剰余銀もしくはその比率を引下げる働きを持ちうる。次にこの点を吟味したい。

表 21 は域内町村別の僧社人 (宮番・土手番を含む)、および在郷武士 (陪臣・諸士・足輕など) 一覧表である。ただし、僧社人にはその家族、使用人などの「俗男俗女」が含まれている。それに対し在郷武士は本人のみであって、その家族はカウントされていない。

東佐波令の在住僧社人、在郷武士が群を抜いて多いが、これは当地が中世以来東大寺々領であって、その「候人并足輕已下陪臣迄貳拾三軒」、男女 111 人 (1 世帯平均 4.8 人) が含まれているためである。また在郷武士にも「南都東大寺御家来」23人が含まれている。さらに天満宮、国分寺などの大社大寺があり、その「候人」「大工」「被官」36人も含まれているためである。

「所得」評価に当っては、そういうわけで僧社人とその家族に対しては 1 人あたり額 (234 匁) を乗じ、在郷武士 (世帯) に対しては 1 戸あたり額 (952 匁) を用いる。その結果、僧社人 225 貫、在郷武士 702 貫という銀高が得られる。これを「サービス」所得とみなし、表 20 の「産業」所得に

1840年代三田尻宰判の経済計算(2)

表 21 各村在住僧社人・在郷武士

	僧 社 人			在 郷 武 士		
	男	女	計	諸士・足輕	陪 臣	計
1 三田尻村	93	40	133	23	3	26
2 三田尻町	37	9	46	2	1	3
3 東佐波令	197	146	343	10	84	94
4 西佐波令	23	8	31	19	16	35
5 宮市町	41	16	57	—	3	3
6 仁井令村	7	1	8	18	7	25
7 植松村	4	1	5	17	—	17
8 伊佐江村	37	8	45	6	6	12
9 新田村	5	1	6	7	5	12
10 向島	3	2	5	10	2	12
11 浜方	10	14	24	4	—	4
12 田島村	28	17	45	14	4	18
13 西ノ浦	15	9	24	10	8	18
14 西浦前ヶ浜	3	3	6	—	—	—
15 切畑村	5	1	6	10	19	29
16 江泊村	—	—	—	—	—	—
17 西浦新御開作	—	—	—	1	—	1
18 上右田村	31	6	37	2	107	109
19 下右田村	24	7	31	—	44	44
20 高井村	3	—	3	—	33	33
21 大崎村	10	6	16	—	27	27
22 佐野村	3	—	3	2	3	5
23 西浦鹿角村	—	—	—	—	4	4
24 牟礼村	12	4	16	2	92	94
25 真尾村	—	—	—	—	24	24
26 和字村	15	11	26	—	5	5
27 久兼村	4	—	4	—	7	7
28 奥畑村	3	—	3	—	—	—
29 鈴屋村	9	5	14	—	29	29
30 奈美村	4	—	4	—	31	31
31 中山村	13	6	19	—	16	16
計(または平均)	639	321	960	157	580	737

加算し、農・非農所得比を求めてみると 47.4 : 52.6 となり、両者の大小関係は逆転する。この新比率は上関15か村にかんする Smith 推計に近い。

しかしながら、以上の1,000貫近い推計額を宗教サービス、および軍役等公務サービスの“生産”所得とみなすのは必ずしも適切でないとおもわれる。なぜなら、僧社人の場合、寺社に対して藩主から量的には僅かだが給米がなされ、また旧来からの寺社領、朱印地等からの年貢米があったからである。他方、地下寺、産土神社はもとより一般に信徒等からの喜捨、お布施、寄進もあったはずで、あえてサービス生産というのであれば、それこそふさわしいものである。だがありていにいうなら、これらは注進案「消費」支出に計上されざる消費支出とみるべきものであるかもしれない。

次に在郷武士であるが、寺社の候人・家来は除くと、諸士(下士)・足輕、陪臣のうち(三田尻の

場合), 水軍関係の在住者, および陪臣は, それぞれ藩府, もしくは奉公先, 上司から扶持米の給付を受けていたはずである。借財がかさみ, 生計維持のため, 藩府の許可を受けて城下萩を離れ, 在郷生活をしていた, いわゆる「在宅諸士」の場合も, 量的にはわずかにせよ, やはり扶持米が藩府より支給されている。もっともかれらは「百姓同前の取扱い」(『研究要覧』p. 80) を受けていた由であって, 事実, 注進案のなかにはかれらの飯料を計算している村もあるが(ただし三田尻では計上していない), その家人および諸士・陪臣等在郷武士の家族によって, 農作や木綿織, 寺子屋や針仕事など, さまざまな「生産」がなされていたことも確かである。

また寺社の俗男俗女, 大工, 被官等は家事サービスその他のサービス生産者であり, 全体として, つまり僧社人, 在郷武士層にかんしては, 租税からの振替給付分とさまざまな自家自給的, その他サービスの生産による所得稼得分とを分けて考える必要のあることは明白である。しかし推計の根拠データはない。

そこでまったくの試算であるが, 折半の想定を設け表 22 を作成した。これはいうなれば第 3 次要約表で「推計」の比重がひとときわ高くなっている。まず表 20 (および表 18) との違いをいえば,

表 22 三田尻宰判の地域所得勘定 (その 3) (単位: 銀目貫)

A' 可処分所得*	8,226	C 消費支出*	6,183
T 租 税	2,519	F 振替給付	464
		S 剰 余 銀	1,579
B 粗生産 (=A'+T+D)	10,883	D 資本減耗引当	138
G 宰判内 粗生産 (=B+E)	11,794	E 宰判外への 要素所得支払	911

* 内訳省略。

年貢米の(三田尻地域への)還付, あるいは(僧社人, 在郷武士からいえば)給付を, イクスプリシットに表示するため, 租税(T)を左方の生産側に移し, 右方の支出側に振替給付(F)を設けた。ただし折半の想定にしたがって, 振替給付は $(225+702)/2=464$ 貫とした。他の一半(464 貫)は, 消費支出に加えた。つまり, 僧社人, 在郷武士については貯蓄ゼロとみなしている。

なお, この他の一半は租税からの振替えではなく, かれらの自家(サービス)生産であるから, 純生産もしくは所得に加算してある。ただし, 総所得(A)は租税の移しかえに応じて税引きの可処分所得(A')で表示されていることに注意したい。すなわち $A'=A-T$ であるが, A が 464 貫積み増しされたので, 表示の A' は表 20 の $(A-T+464)$ になっている。それに応じて, 粗生産(BおよびG)も 464 貫だけ増額されている。

以上の調整によって, 剰余銀(S)は 1,576 貫まで減額された。A' に対する S の比率は 19.2% である。これは 1 次表の 29.8%, 2 次表の 26.3% と比較しうる, 対可処分所得「貯蓄率」である。われわれはいささか剰余銀にこだわりすぎて, それを故意に減額する方向で「推計」をしているとの印

象を持つ読者があるかもしれない。しかし、ためにする推計を行うことはもとより、われわれの本意ではない。むしろ反対の意図を抱いているのであって、たとえば僧社人、在郷武士の自家生産、ないしサービス稼得を (Smith [1969] より) 控え目に、しかもその消費支出は目一杯 (すなわち貯蓄ゼロ) に見積っても、なおかつ可処分所得の 20% 程度の (純) 貯蓄が発生しえたと考えざるをえないということを、確認しているのである。

既述のように、これは住居、家宅への再投資、新投資に支出されていた可能性がある。そこで再度、実験的に住宅投資支出が剰余銀の半分を占めていたと考えることが許されるならば、《生産的》資本の形成に残る 10% が充当できたことになる。工業化当初の資本係数はクズネッツ [1968] によれば 4.5~6.0 とされている。区切りのよいところで、それを 5.0 とおくと、 $10/5=2\%$ 程度の地域所得の成長率が“保証”されていたという結論が導ける。

表 22 (および表 18, 20) は地域所得勘定としては、“輸出入”の適切な推計がなされていないという欠点のあることは、すでに述べたが、そのほかに、「収奪された」年貢の地域経済への還付分が十分でないという欠陥をもっている。「郡配当米」そのほかが還付され、表 22 の下にどの程度加算されたか、さらに御船手倉その他藩建築物等への新投資・再投資がなされているはずであるが、それはここで考慮外におかれている。三田尻地域経済の発展ということを考えている以上、これらの振替支出分を見積る必要があるのはいうまでもない。われわれは他日、藩府の財政支出について検討し、また他宰判 (たとえば、美祿、当島など) について本稿と同様の整理・分析を行って、以上のような欠点を補いたいと考えている。それは、いいかえれば、幕末期領国経済の構造と藩府の経済政策を問うことにほかならない。

参 照 文 献

- 稲本洋哉「幕末期防長両国における生産と消費」梅村・新保ほか編『日本経済の発展・近世と近代』(日本経済新聞社, 1976年)
- 稲本洋哉・西川俊作「19世紀中葉防長両国の農業生産関数」『経済研究』(1975年10月)
- 梅村又次「労働市場構造と農業」統計研究会・労働統計研究資料 (2) (1962年)
- 大川一司ほか『国民所得』(東洋経済新報社, 1974年)
- クズネッツ, S.『近代経済成長の分析 (上)』(東洋経済新報社, 1968年, 塩野谷祐一訳)
- 児玉洋一『近世塩田の成立』(日本学術振興会, 1960年)
- 芝原拓自「幕末における政治的対抗の基礎的形成」『土地制度史学』(1961年1月)
- Smith, T. C., "Farm Family By-employment in Preindustrial Japan," *Journal of Economic History* (Dec. 1969)
- 一最芳秋「近世中期以降における人口増加の一考察」西村陸男編『藩領の経済地理』(大明堂, 1968年)
- 内藤正中「中国山脈の和牛」地方史研究協議会編『日本産業史体系: 中四国編』(東大出版会, 1960年)
- 中村隆英『戦前期・日本経済成長の分析』(岩波書店, 1971年)
- 西川俊作「農業生産性・生存水準および非農賃金」新保・速水・西川『数量経済史入門: 日本の前工業化社会』

（日本評論社，1975年）

速水融『近世農村の歴史人口学的研究』（東洋経済新報社，1973年）

古島敏雄『日本農業技術史』（時潮社，1954年）

松岡利夫『防長塩業史料集』（山口県塩業組合連合会，1961年）

三坂圭治『萩藩の財政と撫育』（春秋社，1944年）

西川 俊 作（商学部教授）

石 部 祥 子（研究助手）